

豊岡演劇祭 2022 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針

2022 年 6 月 23 日

1. 新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、安心・安全な演劇祭を開催できるよう準備を進めます。
2. 演劇祭開催期間（9 月 15 日～25 日）を実施期間として兵庫県に緊急事態宣言等が発令された場合には、上演の中止や無観客上演、一部上演の延期を含めた大幅な内容変更を行う可能性があります。なお、緊急事態宣言等の対象となっている地域からのご来場については自粛をお願いします。また、体調に異変がある場合はご来場をお控えいただきます。
3. 来場されるお客様には、厚生労働省が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」への登録を呼びかけます。
4. 演劇祭に参加する団体の出演者及びスタッフには、原則として PCR 検査等を義務づけます。
5. 演劇祭におけるすべての事業は、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針、並びに政府の基本的対処方針に基づき策定された業種別ガイドラインを遵守し実施します。

豊岡演劇祭実行委員会

新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）COVID-19 Contact-Confirming Application
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

豊岡演劇祭 2022 における 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

第 1 版

2022 年 6 月 23 日
豊岡演劇祭実行委員会

○本ガイドラインの趣旨

豊岡演劇祭実行委員会は、新型コロナウイルス感染症の発生動向等を注視しつつ、2022年9月に豊岡演劇祭2022を豊岡市・養父市・香美町で実施することを決定した。

コロナ禍における開催に向け、「豊岡演劇祭2022新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第1版）」を作成した。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に対する最新の知見等を踏まえ随時見直すこととする。

○策定方法

豊岡演劇祭実行委員会が昨年策定した「豊岡演劇祭2021における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」をベースに、最新の兵庫県対処方針・業種別ガイドラインに基づき策定した。

○本ガイドラインの内容

- (1) 参加団体に関する感染防止策
- (2) 来場者に関する感染防止策
- (3) 会場における感染防止策

(1) 参加団体に関する感染防止策

1 稽古・公演実施の前提

- ・スタッフ・キャストは必要に応じて豊岡演劇祭のクリエイション及び会場入りする前にPCR検査等を受検する。
- ・スタッフ・キャストは健康を守ることを第一と考え、稽古時において体調が悪い（かもしれない）と感じた場合には、各団体の代表者が制作者に報告の上、気兼ねをせずに休む。また、公演時において体調が悪い（かもしれない）と感じた場合には、各団体の代表者が制作者を通じて演劇祭実行委員会に報告する。
- ・各団体・制作者においては、体調不良者が出た場合に備え、可能な限りバックアップができる体制を構築しておく。
- ・万一感染者が出て、稽古・公演に支障（中止を含む）が出た場合も、感染者に責務を負わせない。
- ・稽古の続行・休止・中止については各団体が責任を持って決定し、公演の進行に支障がある場合は演劇祭実行委員会へ報告する。公演の続行・休止・中止については各団体と演劇祭実行委員会が協議の上決定する。
- ・帰国者、入国者は、政府から求められている入国後の自宅待機期間を経過した後、参加とする。
- ・息苦しさや強いだるさ、熱などの症状がある場合や、咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合、自宅または滞在施設待機とし、発熱等受診・相談センター等に連絡し、対応を相談する。

2 稽古場・公演会場への入場時

- ・全員入場時に検温を行う。もしくは各自自宅・滞在施設にて検温を実施する。37.5℃以上の場合や体調に異変がある場合は自宅・滞在施設待機とする。
- ・入場時に手指の消毒を行う。

3 稽古場・公演会場内

- ・仕込み・撤去において、十分な時間を設定し、三密の発生防止に努める。
- ・公演時のキャストを除き、原則としてマスクを着用する。
- ・稽古時には十分な日幅と時間を設定し、一日の拘束時間が過度に長時間にならないよう配慮する。
- ・定期的に適切な換気を実施する。
- ・手すり、カーテン、ドアノブ、机、いす、ロッカー、床などは頻りに清拭消毒・除菌を行う。
- ・舞台セットのキャスト・スタッフの触れる部分や小道具、楽屋は抗菌処理を行う（推奨）。また、なるべく道具ごと、機材ごとに担当を決め、担当以外が扱わないようにする。
- ・シューズ、マット、カップ、ヘアメイク道具などの共有を避け、管理、洗浄、消毒は各自責任を持って行う。
- ・楽屋内の鏡前は可能な限り距離を取った配置とする。
- ・関係者の稽古場や楽屋等への出入りは必要時を除き極力少なくする。
- ・公演前後の出演者と来場者の面会は、原則中止する。
- ・来場者からのプレゼント（手紙も含む）、ロビー花、楽屋花の受領は中止する。
- ・衣裳は洗濯、除菌をする。

4 食事・ケータリング

- ・ケータリングは極力個包装のもの、弁当はパッケージングされたものにする。
- ・ケータリングでは使い捨ての紙コップ、紙皿などを使用する。自身のみが使うカップ・タンブラー等を持参・使用する場合は、各自で管理する。
- ・ペットボトル飲料は各自で管理・破棄をする。残置に注意し、残置されたペットボトルは廃棄する。
- ・水回りや洗いものは全て使い捨てペーパータオルを使用する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者はマスクの着用を徹底し、作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

5 移動

- ・感染リスクの把握の為、各スタッフ・出演者の稽古場・公演会場への移動経路・移動手段を把握する。
- ・移動中はマスクを着用し、咳エチケットを遵守する。

6 連絡系統

- ・各スタッフ・出演者の緊急連絡先を把握する。また、感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

7 感染が疑われる場合

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避ける。必要に応じて直ちに自宅または滞在施設待機とし、発熱等受診・相談センター等に連絡し、対応を相談するとともに、聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・万が一、感染が発生した場合は、感染した人の人権を守る配慮をする。

上記、すべての内容を演劇祭参加団体に周知徹底する。

(2) 来場者に関する感染防止策

1 事前周知・広報

- ・感染予防のため、来場者に対して以下の周知をする。
 - 感染が拡大し、緊急事態宣言等が出ている地域がある場合、当該地域からのご来場は自粛していただくこと。
 - 下記の症状に該当する場合に来場を控えていただくこと。
37.5°C以上の発熱、極端な咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、頭痛、下痢、嘔気・嘔吐
 - 感染防止策がなされていない店舗・施設や、大人数、長時間の会食は控えていただくこと。

2 来場者の入退場時の対応

- ・以下の場合には、入場しないよう要請する。
 - 検温の結果、37.5°C以上の発熱があった場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 帰国者、入国者は、政府から求められている入国後の自宅待機期間中である場合
- ・プレゼント・差し入れ等は控えるように呼びかける。
- ・入待ち・出待ちは控えていただくことを徹底する。

3 会場内の対策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制、飲食の制限等、複合的な予防措置に努める。
- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに発熱等受診・相談センター等に連絡し、対応を相談する。

4 公演・事業後の対策

- ・感染が疑われる者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整え、必要な情報提供を行う。

(3) 会場における感染防止策

1 会場内共通

- ・会場内はマスク着用を原則必須とする。
- ・会場内において列を作る際などには、十分な間隔を空けるよう案内する。
- ・ドアノブや手すり等、不特定多数の人が触れやすい場所の消毒を行う。
- ・こまめな手洗い、手指消毒を励行する。
- ・定期的に適切な換気を行う。

2 客席

- ・大声での声援は行わないことを徹底し、拍手のみとしていただくよう周知する。
- ・舞台から客席の最前列までは2メートルを確保する。または、舞台と最前列の間にビニール幕を設置するなど、距離を置くことと同等の効果を有する措置を講ずる。

3 会場出入口

- ・入場においては、事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫をし、必要に応じて入場規制を行う。
- ・入場の際の列は十分な間隔を空けるよう案内する。
- ・会場入口に手指消毒用の消毒液を設置する。
- ・パンフレット・チラシ・アンケート等の配布は、複数の来場者が同じものに触れないようにする等、会場や客席に応じた対応をする。
- ・退場においては、事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。

4 飲食スペース・休憩スペース

- ・対面での飲食や会話を回避するよう周知する。
- ・飲食スペースは十分な間隔を開けて配置する。
- ・テーブル、椅子、食器等の物品の消毒を定期的に行う。
- ・混雑時の入場制限を行う。
- ・マスクを外している間は会話を控えるよう周知する。

5 窓口（受付、物販等）

- ・対面で販売を行う場合、マスクの着用とともに、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置する。
- ・物販を行う場合、多くの人に触れるようなサンプル品・見本品は置かない。
- ・物販にかかわる関係者は、マスクの着用に加え、必要に応じて手袋やフェイスシールドを着用する。
- ・現金の受け渡しが発生する場合は、手渡しではなくコイントレイ等を使用する。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

機関名	主体	連絡先など
発熱等受診・相談センター (豊岡健康福祉事務所)	兵庫県	受付時間 平日:午前9時～午後5時30分 電話番号 0796 - 26 - 3660 FAX 番号 0796 - 24 - 4410
発熱等受診・相談センター (朝来健康福祉事務所)	兵庫県	受付時間 平日:午前9時～午後5時30分 電話番号 079 - 672 - 0555 FAX 番号 079 - 672 - 5992
兵庫県 新型コロナ健康相談 コールセンター	兵庫県	電話番号 078 - 362 - 9980 FAX 番号 078 - 362 - 9874
厚生労働省電話相談窓口	厚生労働省	受付時間 平日・土曜・日曜日:午前9時～午後9時 電話番号 0120 - 565653(フリーダイヤル)

■注意事項

当ガイドラインの内容は作成当時の情報に基づいています。
当ガイドラインは演劇祭参加者の皆様の対応指針を示すもので、当ガイドラインの情報を用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。
また当ガイドラインに起因して生じた損害については、責任を負いかねますのでご了承ください。

■参考にしたガイドライン

- ・厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- ・新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（2022年4月27日改定）
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>
- ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改訂版」（令和3年10月15日）
https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/1015covid_19.pdf
- ・緊急事態舞台芸術ネットワーク「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第四版）」（令和3年10月21日改定）
http://jpasn.net/stage_guideline211021a.pdf
- ・公益社団法人全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（令和3年10月19日改定）
https://kominkan.or.jp/file/all/2021/20211019_02guide_ver04.pdf
- ・一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和3年11月8日改正）
<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/attach/pdf/index-23.pdf>